

議案第 84 号

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤田 剛二

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例

山陽小野田市組織条例（平成 22 年山陽小野田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「企画部」 を「企画部
協創部」に改める。

第 2 条中

「企画部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。
- (10) 情報処理及び情報化に関すること。
- (11) シティセールスに関すること。
- (12) 観光に関すること。
- (13) 広報に関すること。

市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
 - (2) 支所及び出張所に関すること。
 - (3) 自治振興に関すること。
 - (4) 市民活動に関すること。
 - (5) 国際交流に関すること。
 - (6) 人権及び男女共同参画に関すること。
 - (7) 防犯に関すること。
 - (8) 交通安全に関すること。
 - (9) 広聴に関すること。
 - (10) 消費生活に関すること。
 - (11) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
 - (12) 環境保全及び公害防止に関すること。
 - (13) 文化に関すること（文化財の保護に関するることを除く。）。
 - (14) スポーツに関すること（学校における体育に関するることを除く。）。
- 」を

「企画部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。
- (10) 情報処理及びデジタル推進に関すること。

協創部

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 市民活動に関すること。

- (3) 国際交流に関すること。
- (4) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (5) シティセールスに関すること。
- (6) 観光に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 文化に関すること（文化財の保護に関するることを除く。）。
- (9) スポーツに関すること（学校における体育に関するることを除く。）。

市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (2) 支所及び出張所に関すること。
- (3) 防犯に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 広聴に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。
- (7) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (8) 環境保全及び公害防止に関すること。

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第84号参考資料

山陽小野田市組織条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。
総務部	総務部
<u>企画部</u>	<u>企画部</u>
<u>協創部</u>	
市民部	市民部
福祉部	福祉部
経済部	経済部
建設部	建設部
監理室	監理室
大学推進室	大学推進室
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。	第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
総務部	総務部
(略)	(略)
<u>企画部</u>	<u>企画部</u>
(1) <u>総合計画及び新市建設計画に関すること。</u>	(1) <u>総合計画及び新市建設計画に関すること。</u>

- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。
- (10) 情報処理及びデジタル推進に関すること。

- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。
- (10) 情報処理及び情報化に関すること。
- (11) シティセールスに関すること。
- (12) 観光に関すること。
- (13) 広報に関すること。

協創部

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 市民活動に関すること。
- (3) 国際交流に関すること。
- (4) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (5) シティセールスに関すること。
- (6) 観光に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 文化に関するこ (文化財の保護に関するこを除く。)。
- (9) スポーツに関するこ (学校における体育に関するこ)。

ることを除く。)。

市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (2) 支所及び出張所に関すること。
- (3) 防犯に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 広聴に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。
- (7) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (8) 環境保全及び公害防止に関すること。

福祉部

(略)

経済部

(略)

建設部

市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (2) 支所及び出張所に関すること。
- (3) 自治振興に関すること。
- (4) 市民活動に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (7) 防犯に関すること。
- (8) 交通安全に関すること。
- (9) 広聴に関すること。
- (10) 消費生活に関すること。
- (11) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (12) 環境保全及び公害防止に関すること。
- (13) 文化に関すること (文化財の保護に関することを除く。)。
- (14) スポーツに関すること (学校における体育に関することを除く。)。

福祉部

(略)

経済部

(略)

建設部

(略)

監理室

(略)

大学推進室

(略)

(略)

監理室

(略)

大学推進室

(略)